

日本看護技術学会倫理委員会規程

第1条 (名称)

本会は、日本看護技術学会倫理委員会（倫理委員会と略す）とする。

第2条 (目的)

本会は、定款第49条に基づいて置く。

第3条 (委員の構成・任期)

理事会は、日本看護技術学会理事の中より若干名の委員を選出する。

任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

2 委員長は理事のうちから理事長が委嘱する。委員長は本会を統括する。

3 委員は、日本看護技術学会の置く各委員会委員長から推薦のあった者（各委員会委員と略す）及び、委員長が推薦する若干名とし、理事会の承認を得、理事長が委嘱する。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

第4条 (活動)

本委員会は、学会員及び看護技術学の健全な発展のために必要とされる倫理的問題について審議し、学会としての見解を示す。

- 1) 学会活動に関わる利益相反マネジメント
- 2) 学会活動に関わる著作権
- 3) 倫理的問題に関して、他学会との協議等、学会としての対応が必要な事項
- 4) その他、学会活動における倫理的問題について理事長から諮問された事項

第5条 (組織)

委員長は委員長の会務を補佐するために、副委員長を任命することができる。

- 2 各委員会委員は、所属する委員会の倫理的問題への対応を担当する。
- 3 学術集会活動については、委員の中から1名担当委員を選出し、倫理的問題への対応を担当する。
- 4 委員会は必要に応じ、理事長の承認を得て、各委員会委員長及び委員以外の専門家に参加を求め、その意見を聞くことができる。

附 則

- 1 この規程は、2021年6月12日から施行する。
- 2 2021年6月12日より本会の所在地は学会事務局に置く。